

要望書の提出について

1. 要望内容について

要望にあたり、まず全ての関係地権者の皆様に、別紙「要望書提出から工事までの流れ」をお配りいただき、内容を周知していただきますようお願いいたします。

その上で、要望の内容（拡幅等）につきまして自治会内部で十分な精査検討をしていただき、要望書提出後に整備内容の変更等が生じないようにしてください。

なお、要望が複数の自治会と重複する場合は、自治会間で要望内容に相違が無いように十分な調整を図るようにしてください。

また、要望受付後に担当者により現地の調査や確認等を行いますので、要望路線の起終点の表示や整備内容等を所定の書式にしたがって、詳しく漏れのないように記載してください。

2. 関係地権者の同意について

要望内容（用地買収の有無）に関係なく、原則的に道路に接する地権者全員の同意が必要となりますので、事前に公函等により地権者の確認を行ってください。

（借地や借家の場合、住人のみの同意だけでは認められませんので御注意下さい。）

なお、公函及び地権者の確認につきましては、事前に道路管理課に御相談ください。また、関係地権者に同意をいただく際には、要望の主旨や内容（整備方法や幅員等）を説明し、十分理解をいただいた上で同意を得てください。

なお、各地権者の皆様が内容等を把握されていないと事業化されましても、整備の進捗が遅れることや事業が中止となってしまう場合もありますので、御注意ください。

3. 要望路線の整備について

要望路線の整備については、基本的には要望の受付順に整備を行っており、その路線の重要度や施工の難易度、予算規模などを考慮しながら、事業実施に向けた調査や測量作業などを順次行ってまいります。

なお、近隣で高規格道路・都市計画道路・主要幹線道路等の整備計画がなされた場合（又は既に計画がある場合）、その計画や進捗等の影響によって、通常の整備より時間を要することも考えられますのであらかじめ御了承ください。

また現在、要望書の提出から事業着手まで整備内容によって異なりますが、平均で約3～4年かかっており、市民の皆様大変、御迷惑をお掛けしております。

今後も、早期整備に向け鋭意努力してまいりますので皆様の御理解、御協力いただけますようお願い申し上げます。

4. 今後の道路整備について

道路整備の現状としましては、多くの市民の皆様からの御意見や御要望を反映できますように、各地区の自治会単位での御要望に基づき整備を進めております。

近年は、車両の大型化や交通量の増加、緊急車両の進入や火災の類焼防止などの面から4mの幅員では、道路空間の確保としては不十分であり、また、子どもや高齢者など歩行者の安全面からも、より広い幅員での整備が必要であると考えております。

さらに、拡幅整備においては、沿線地権者の用地協力が不可欠ですが、既に4mで整備された路線の再整備につきましては、再び用地協力をいただくことや他の狭あい道路の未整備箇所の要望もあることから非常に困難であります。

こうした現状から厚木市では、今後さらに安心・安全な道路づくりとして、必要幅員については、5mで整備の推進を図りたいと考えておりますので、将来を見据えた幅員で安心・安全な道路整備の推進に御協力いただけますようお願いいたします。